

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐 阜 県 埋 立 て 等 の 規 制 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正  
す る 規 則

( 廃 棄 物 対 策 課 )

一

号 外 (二) 平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 三 日

## 規 則

岐 阜 県 埋 立 て 等 の 規 制 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 三 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 十 二 号

岐 阜 県 埋 立 て 等 の 規 制 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 埋 立 て 等 の 規 制 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 ( 平 成 十 八 年 岐 阜 県 規 則 第 二 百 八 号 ) の  
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 一 四 塩 化 炭 素 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

クロロエチレン(別名塩 化ビニル又は塩化ビニル モノマー)	検液一リットルにつき〇・ 〇〇二ミリグラム以下	平 成 九 年 環 境 庁 告 示 第 十 号 付 表 に 掲 げ る 方 法
-------------------------------------	----------------------------	--

別 表 第 一 一 ぼ っ 素 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

一・四 ジオキサン	検液一リットルにつき〇・ 〇五ミリグラム以下	昭 和 四 十 六 年 環 境 庁 告 示 第 五 十 九 号 付 表 七 に 掲 げ る 方 法
-----------	---------------------------	---

### 附 則

こ の 規 則 は、 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 三 日

平成二十九年三月二十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社